

政策提案該当可否決定通知書

明 総 第 5 0 号
2024 年（令和 6 年）2 月 19 日

様

明石市長 丸谷 聡子

令和 6 年 2 月 2 日に提案のあった政策等について、明石市市民参画条例第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

政策の名称	市役所新庁舎建設に伴う中崎消防分署の移転および建て替え計画について、条例に定める市民参画手続きを速やかに履行する
政策提案 該当の可否	1 該当する 2 該当しない
上記の理由	<p>政策提案の内容は、新中崎分署棟建設基本計画（令和 3 年 1 月策定）（以下「建設計画」という。）について、市長に市民参画手続の履行を求めるものです。</p> <p>政策提案は、明石市民参画条例（以下「条例という。」）第 19 条第 1 項の規定により、提案できる政策案が「対象事項」に限られています。</p> <p>対象事項とは、条例第 6 条第 2 項各号に掲げる事項であり、提案書に記載の同項第 2 号、第 4 号及び第 5 号はいずれも計画等の「策定」「変更」「廃止」であって、手続の履行を求めることは対象事項ではありません。</p>
備考	<p>中崎分署の整備の方向性については、市役所新庁舎の建設と一体となって検討をしていく必要があることから、市役所新庁舎建設基本計画（2020 年（令和 2 年）3 月）の中で予定地等を示し、当該計画について意見公募手続を実施したほか、建設計画について、市ホームページで広く公表しています。</p> <p>また、令和 5 年 10 月 30 日に不特定多数の市民を対象に、中崎分署の移転に関する説明会を開催したほか、建設予定地の地元自治会等には適宜情報提供や説明を行っております。</p>

担 当 部 署	総務局総務管理室総務課（918-5041）（政策提案手続に関する事） 消防局総務課（921-0119）（建設計画に係る手続に関する事） 政策局企画・調整室（918-5283）（市役所新庁舎建設基本計画に係る 手続に関する事）
---------	---

※本決定に不服がある場合は、本決定結果の公表の日から起算して2週間以内に再検討の求めを行うことができます。